規　則

○国家公安委員会規則第三号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月十五日

国家公安委員会委員長　中井　　洽

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　取調べを行うに当たつては、事前に相手方の年令、性別、境遇、性格等を把握するように努めなければならない。

第百六十七条に次の一項を加える。

5　警察官は、常に相手方の特性に応じた取調べ方法の習得に努め、取調べに当たつては、その者の特性に応じた方法を用いるようにしなければならない。

第百七十三条の見出し中「裏付け捜査」の下に「及び供述の吟味」を加え、同条に次の一項を加える。

2　被疑者の供述については、事前に収集した証拠及び前項の規定により収集した証拠を踏まえ、客観的事実と符合するかどうか、合理的であるかどうか等について十分に検討し、その真実性について判断しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第百八十二号

栃木県栃木市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十二年四月十五日

法務大臣　千葉　景子

栃木県下都賀郡部屋村大字富吉四番地

石塚　藤七

○外務省告示第二百十五号

平成二十二年二月十六日にリマで、国立ラ・モリーナ農業大学研究機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年三月二十五日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　国立ラ・モリーナ農業大学研究機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六千九百七十万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年七月三十一日まで

4　署名者

日本側　福田進在ペルー臨時代理大使

ペルー側　ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウンデ外務大臣

平成二十二年四月十五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百十六号

平成二十二年三月二十六日にキガリで、第二次地方給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次地方給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十四億三千五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年一月三十一日まで

4　署名者

日本側　畑中邦夫在ルワンダ大使

ルワンダ側　ルイーズ・ムシキワボ外務・協力大臣

平成二十二年四月十五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百十七号

平成二十二年三月三十日にナイロビで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

平成二十二年四月十五日

外務大臣　岡田　克也

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、ケニア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とケニア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百九十五億千六百万円（二九、五一六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、オルカリアⅠ四・五号機地熱発電計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従つて、ケニア電力公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年〇・二パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びいかなるその他の課徴金の支払も、ケニア共和国政府によつて保証される。

4　(1)　借款は、ケニアの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　ケニア共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従つて調達されることを確保する。

6　ケニア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してケニア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためケニア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　ケニア共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してケニア共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してケニア共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してケニア共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してケニア共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

9　ケニア共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びケニア共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

10　ケニア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報